

福岡  
新技術・新工法  
ライブラリー

～ 新技術・新工法活用促進制度 ～



福岡県 県土整備部

## 6. 制度の概要

### 1 新技術・新工法ライブラリーの概要

#### 制度の概要

本制度は、県内の企業等が開発した新技術・新工法を積極的に活用することで、コスト縮減や環境負荷低減等といった課題に対応するとともに、県内の企業等の開発意欲の向上や育成を図ることを目的としています。

要件を満たす新技術・新工法は、2種類のデータベース（申請情報、基準適合情報）のどちらかに登録され、ホームページ上で公開されます。データベース化されることで、活用に向けての検索や閲覧を効率的に行うことができます。

#### データベースの種類

##### ■申請情報

公募要件（申請者の要件、新技術・新工法の定義）を満たすもの  
⇒ データベースに登録します。

##### ■基準適合情報

公募要件および技術基準を満たすもの  
⇒ データベースに登録します。

県土整備部発注工事において同種工法等が適用できる場合には、設計段階で比較・検討の対象とします。現場での活用を検討します。

#### 新技術・新工法の定義

- 実用化されていること
- 県土整備部事業で活用が可能であること
- 使用する資材又は原材料が以下のいずれかに該当すること
  - ・ 新材
  - ・ 福岡県認定リサイクル製品
  - ・ 福岡県認定リサイクル製品の認定品目となっていないもののうち、安定型産業廃棄物等を再資源化したものであり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の諸法令に抵触しないもの
- 技術に係る特許権等、知的財産権の権利の侵害等がないこと

上記すべてに該当し、原則として従来技術等と比較して、**経済性、工程、品質、安全性、施工性、環境保全のいずれかで、同等または同等以上と見込まれるもの**

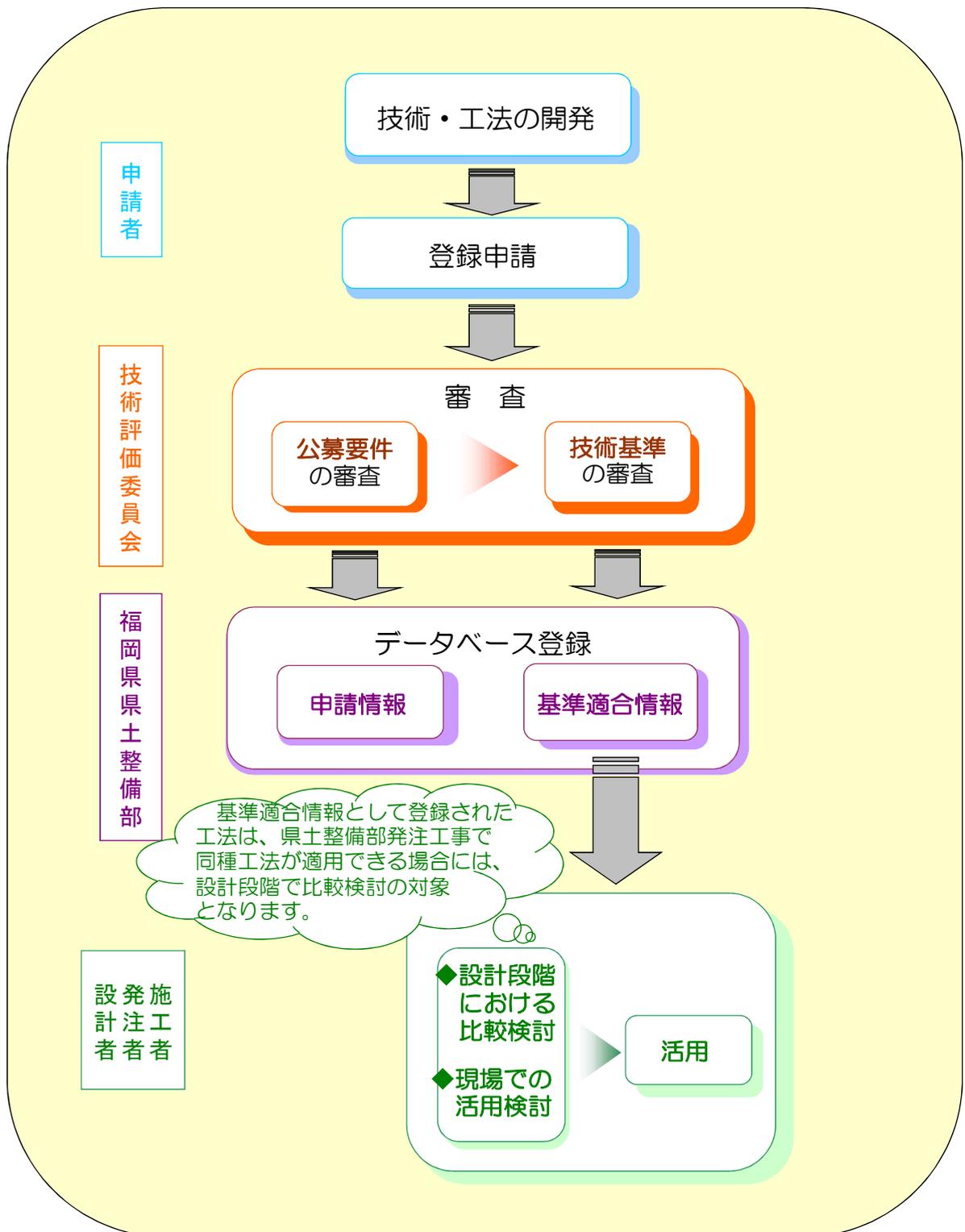
#### 公募要件

#### 申請者の要件

- 新技術等の技術開発者（共同開発者含む）または独占的な技術行使権原を有するもの
- 県内に本社、支社、営業所、製造工場のいずれかがある企業等の法人であること

#### 技術基準

- 技術の成立性が実験等の方法で確認されていること
- 従来技術等と比較して、**経済性、工程、品質、安全性、施工性、環境保全の項目において総合的に優位であること**
- 適合条件、適用範囲、県土整備部事業でのニーズ、法令・基準対応等が明確であること



### 3 登録手続きについて

#### 申請は随時受付

※申請書は、ホームページからダウンロードできます。

8月頃

◀ 審査【6/10受付分まで】

⇒ 登録

⇒ パンフレット(10月号)発行

(県土整備部に設置する技術評価委員会を年2回開催し、申請案件の適否を審査します。)

2月頃

◀ 審査【12/10受付分まで】

⇒ 登録

⇒ パンフレット(4月号)発行

審査を通過した新技術・新工法は、データベースに登録され、どなたでもホームページ上で閲覧することが可能となります。

福岡 **新** 技術・**新** 工法ライブラリー

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/singjyutu-rib.html>

または

『福岡県県土整備企画課』でキーワード検索、『技術基準』

いますぐ  
アクセス!



お問合せ先

福岡県 県土整備部 県土整備企画課 技術調査室 技術調査班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

Tel: 092-643-3644 Fax: 092-643-3646

e-mail : s-tanka@pref.fukuoka.lg.jp